

## 授業案③⑦ 個人の尊重と性行為

### 1 対象

高校生

### 2 獲得目標

- ・ 性行為には相手の同意が必要であり、同意なき性行為は不同意性行為罪に該当する（相手が避妊をした上で性行為に同意したのに、これに反した場合も不同意性行為罪に該当する）ことを理解し、適切な行動をとる技能を身に付け、相手を尊重する態度を涵養する。
- ・ 男女間で性行為をした場合は妊娠する可能性があることから、性行為や妊娠の仕組みについて正確な知識を身に付けていることを前提に、予期せぬ妊娠をしないよう避妊の方法についても理解するとともに、予期せぬ妊娠をした場合に、親や医師に相談するなど適切な行動ができるようになる。
- ・ やむをえず結婚をしないまま女性が子どもを産んだ場合、貧困に陥らないよう、相手である男性からの経済的援助、行政からの援助を受けることができることを理解し、適切な行動をとる技能を見に付ける。

### 3 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント																														
導入 5分	○今日は性に関わる問題を法律的に考えていきます。 ○これは2022年の年齢別のある統計資料です。この数字が何を表しているか分かる人がいますか。	2022年人口動態統計																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>14歳以下</th> <th>15歳</th> <th>16歳</th> <th>17歳</th> <th>18歳</th> <th>19歳</th> <th>20~24歳</th> <th>25~29歳</th> <th>30~34歳</th> <th>35~39歳</th> <th>40~44歳</th> <th>45~49歳</th> <th>50歳以上</th> <th>不詳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>770,759</td> <td>27</td> <td>61</td> <td>187</td> <td>522</td> <td>1,130</td> <td>2,631</td> <td>52,850</td> <td>202,505</td> <td>279,517</td> <td>183,327</td> <td>46,338</td> <td>1,600</td> <td>58</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳	770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6	
	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳																	
	770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6																	
○これは女性の年齢別に見た子ども出生数です。2022年は77万人の子どもが生まれたということです。 ○では次の数字は何を意味しているか分かりますか。	<p style="text-align: center;">15年100万人、16年97万人、17年94万人、18年91万人、19年86万人、20年84万人、21年81万人と年々減っている。</p> <p style="text-align: center;">2022年衛生行政報告例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>14歳以下</th> <th>15歳</th> <th>16歳</th> <th>17歳</th> <th>18歳</th> <th>19歳</th> <th>20~24歳</th> <th>25~29歳</th> <th>30~34歳</th> <th>35~39歳</th> <th>40~44歳</th> <th>45~49歳</th> <th>50歳以上</th> <th>不詳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>122,725</td> <td>147</td> <td>256</td> <td>733</td> <td>1,371</td> <td>2,442</td> <td>4,620</td> <td>30,544</td> <td>26,153</td> <td>22,287</td> <td>21,947</td> <td>11,079</td> <td>1,127</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳	122,725	147	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11	
総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳																		
122,725	147	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11																		
○これは年齢別の中絶数です。 ○中絶割合（中絶数÷（出生数+中絶数）%）を示すようになります。																																

	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳
	770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6
	122,725	147	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11
	13.7%	84.5%	80.8%	79.7%	72.4%	68.4%	63.7%	36.6%	11.4%	7.4%	10.7%	19.3%	41.3%	12.1%	64.7%

  

<p>展開1 15分</p> <p>○この表から読み取れる現象は何でしょうか。</p> <p>○では、なぜ若い人ほど中絶率が高いのかその原因について班で議論してください。時間は10分間です。</p> <p>○発表してください。</p> <p>○さすがに高校生ともなれば性行為をすると妊娠する可能性があるということを知らない人はいないでしょう。</p> <p>○ではなぜ避妊をしないのでしょうか。</p> <p>○性行為には相手の同意が必要だと思いますか。</p> <p>○なぜ性行為には相手の同意が必要だと思いますか。</p> <p>◎長年、女性は男性よりも立場が下の存在とされてきたため、女性側が我慢をするような文化・意識が根付いてしまっていたが、女性の尊厳や心と体を守るために、性的同意が必要であると考えられるに至りました。</p> <p>◎同意なき性行為は、性別問わず刑法177条の不同意性交罪として5年以上の有期拘禁刑に処せられます。</p> <p>◎さらに女性がコンドームをつけた上での性行為には同意したという場合に、男性がこれを無視して性行為に及べばやはり不同意性交罪となります。</p> <p>◎誰かを好きになることはとてもすてきなことです。相手も好きになってくれればうきうきでしょう。そこで感情に流されて、セックスをしてしまうということあるでしょう。でも、相手のことを思うのであれば、いくつになっても相手の意思をはっきり確認して下さい。男性も女性もはっきりと意思表示をすることが大切です。</p> <p>○君たちの年代では避妊は必須でしょう。それは皆さん理解していると思います。それでも思いがけず妊娠してしまうこともあるでしょう。そうした徴候がみられたときは、恥ずかしがらずにすぐに大人に相談して下さい。</p>	<p>⇒①若い人ほど中絶率が高い、 ②45～49歳の中絶率が高い</p> <p>⇒14歳以下の子は妊娠についての知識がない、避妊の知識がない、経済的に安定してない等 場合によっては妊娠・出産の経過について説明する。</p> <p>⇒避妊してとはっきり言えない ⇒必要 ⇒相手への思いやりが必要という答えが予想される</p> <p>刑法177条自体は解説が必要になるので示さない。</p> <p>ステルシング（避妊に応じるよう見せかけてコンドームをはずして性行為をする）の可罰性は省略</p> <p>性交後72時間以内であれば、ピルを服用することで妊娠を防ぐ可能性があること、中絶は21週6日までであることなどを説明する。</p>
<p>展開2 20分</p> <p>○次も女性の年齢別の統計をみてもらいます。総数の一番上は先ほどと同じですから出生数を表しています。</p>	

2段目と3段目はどのような区分か分かりますか。

総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6
753,031			46	205	721	2,005	48,910	198,588	276,066	179,959	44,972	1,506	53	
17,728	27	61	141	317	409	626	3,940	3,917	3,451	3,368	1,366	94	5	6
2.3%	100.0%	100.0%	75.4%	60.7%	36.2%	23.8%	7.5%	1.9%	1.2%	1.8%	2.9%	5.9%	8.6%	100.0%

○これは2段目が結婚している女性が産んだ子ども（これを「嫡出子」といいます）の数であり、3段目が結婚していない女性が産んだ子ども（これを「嫡出でない子」といいます）の数です。

○この表から読み取れることは何でしょうか。

○15歳以下はそもそも法律上の結婚できませんから、2段目の数字は0となります。また、2022年は婚姻年齢を男女とも18歳とする民法改正前で、女性は16歳以上であれば親の承諾があれば結婚できたので、2段目の16歳17歳にも数字があります。

○では、年が若いほど結婚しないまま子どもを産んでいるという点について、その原因は何でしょうか。

○結婚しないまま子を産んだ母親の問題点は何でしょうか。班で議論して下さい。時間は5分です。

○発表して下さい。

○結婚しないで子どもを産んだ場合は、戸籍上は父親の欄は空欄のままです。このままでは父親に子育てについて何ら法律的な請求はできません。

○父親である男には子育てに責任はないのでしょうか。

○法律上の結婚をしていなくても、事実上の夫婦として仲良く暮らしている夫婦もいますから、その場合はもちろん子育てに協力しているでしょうし養育費も負担しているでしょう。しかし、結婚しないまま一人で子育てをしている母親の場合、男性が任意に養育費を払うというケースは少ないようです。

◎この場合、養育費を支払ってもらうにはまず認知をしてもらって下さい。認知とは、子と父との間に、法律上の親子関係を発生させる手続のことを言います。

◎法律上の親子関係が認められれば「直系血族」として、互いに扶養をする義務を負います。そして、親の子に対する扶養義務の一環として、父親に養育費の支払い義務が認められることとなります。

○しかし、実際には、結婚しないで子を産んだ母親が父親である男性に養育費を請求するケースは少ないようです。なぜでしょう。

結婚していない場合とは、法律婚をしていないということで、事実婚の場合も含まれる。

⇒15歳以下は結婚していない、年が若いほど結婚しないまま子どもを産んでいる。

⇒将来設計ができない状態で妊娠してしまった、結婚するつもりだったが男が逃げた等

⇒経済的に大変、父親が誰かわからない

⇒当然あるはずだ

民法779条「嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。」

民法877条1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」

⇒男が暴力を振るうので会いたくない、働かないので支払い能力がない等

	<p>○離婚後の養育費の取り決めのデータでしかも古いデータで恐縮ですが、平成28年の時点で養育費の取り決めをしている母子家庭は42.9%に過ぎませんでした。</p> <p>○その理由ですが、相手と関わりたくないが31.4%、相手に支払う能力がないと思ったが20.8%、相手に支払う意思がないと思ったが17.8%となっています。ただ相手に養育費を請求できることを知らなかったというのが0.1%、子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたが0.6%もあるのが注意を要する点です。</p> <p>○実際には、離婚後の母子家庭の場合でも、父親の援助を受けられずに貧しい生活を強いられている家庭も多いようです。結婚をしないまま子を産んだ母子家庭の場合は、なおさらでしょう。</p> <p>◎少なくとも父親にあたる男性に対して養育費を請求できる権利はあることだけは覚えておいて、弁護士などに相談するようにして下さい。</p>	
<p>まとめ 10分</p>	<p>○動物はセックスするとき相手の同意を得ているでしょうか。</p> <p>○実は同意を得ているそうです。もちろん、言葉ではなくて態度で同意を示しています。 (ライオンの例をあげる)</p> <p>○このように動物のメスは、その行動で性的同意を示すことによってオスはようやく交尾することができるわけです。動物にとってセックスは本来生殖のためのものでした。しかし、人間は、そこに快樂を見いだして、年中発情するようになってしまいました。そのため、“メス”は自分がいつ排卵するのか、“オス”は、いつセックスを持ちかけたらいいいのか、分かりづらくなってしまったわけです。</p> <p>○であるからこそ、相手の意思をしっかり確認する。これが出発点になります。異性を尊重する、個人を尊重するということは相手の意見を尊重するという事に他なりません。</p> <p>○快樂におぼれると、ときとして生殖行為をしている、すなわち子どもができる可能性があるということを忘れてしまいます。男も女も子どもができたらそれを育てる必要があるんです。もし、まだ育てる力はないと思うなら、きっちりと避妊して下さい。</p> <p>○これに対して、愛している相手と性行為をして妊娠をした、相手が結婚してくれなくても子ども産むという決心をするということもあるでしょう。しかし、そのために貧困に陥らないよう、子どもと自分のために、父親である男性にも少なくとも経済的</p>	<p>ライオンのメスが発情期を迎えると、群れから離れて、一日20キロを超える距離を、何日も歩き続ける。メスと交尾を望むオスは、その後を黙ってひたすら追う。およそ7日間の試練を乗り越えると、オスはメスの同意を得ることができる。</p> <p>先ほどは不同意性行為罪についてだけ述べたが、同意無くしてキスをする、体に触るといった行為も、不同意わいせつ罪にあたる可能性がある。</p> <p>子どもが産まれる可能性がある以上、誰か分からない相手と性行為をしてはいけないことも指摘する。</p> <p>母子家庭は二親のいる世帯よりも総所得で36%も低い</p>

負担をしてもらうことを考えましょう。男性も子どもを作っておいて知らんぷりをするぐらいならセックスをすることをやめましょう。

○さらには、行政の各種支援も検討しましょう。全国的な制度の他にも、各市町村で行っている支援もありますので、どのようなものがあるかは行政窓口で相談して下さい。

経済的支援としては、児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金があり、その他、子育て・生活支援や就業支援などもある